

和服裁縫業の委託者の方へ

熊本県和服裁縫業最低工賃が改正されました！



以下の方が、当該最低工賃が適用される委託者に該当します。※1

熊本県内で手縫いによる和服裁縫業務に従事する家内労働者※2に、以下の工賃表に関する業務を直接委託する者であること

※1 呉服屋、仲介業者を問わず、家内労働者に直接委託した場合は委託者となります。

※2 常態として同居の家族以外の他人を使用している方は、家内労働者にはなりません。



最低工賃表

※生地に関係なく当該最低工賃が適用されます。

品目	仕立て方	金額	品目	仕立て方	金額
振袖	あわせ	25,800円	羽織		12,900円
留袖	比翼あわせ	28,600円	道中着	あわせ	11,400円
訪問着		19,500円	道行コート		15,700円
付け下げ	あわせ	17,400円	雨コート	ひとえ	11,300円
喪服		15,800円	長じゅばん	無双ひとえ	9,300円
	ひとえ	13,100円	名古屋帯	8寸まつり	3,700円
長着	あわせ	14,500円		9寸芯入れ	5,100円
	ひとえ	8,200円	袋帯	芯入れ	4,600円
			浴衣	ひとえ	7,200円

熊本県和服裁縫業最低工賃

- 適用する家内労働者
熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
上の表の品目欄及び仕立て方の欄に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右の金額欄に掲げる金額
- 効力発生の日
令和8年5月6日



家内労働法のあらまし



家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などを定めたものです(家内労働法第1条第1項)。

この法律では家内労働者の労働条件の最低基準が定められています。

○家内労働法(抄)(昭和45年5月16日 法律第60号)

●委託者・家内労働者間の無用な紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要な事項を記入しなければならないと定められています(家内労働法第3条)。

記入すべき内容は、「家内労働者の氏名」、「委託者の氏名」、「工賃の支払方法」などです。

●工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に、通貨でその全額を支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません(家内労働法第6条)。

●最低工賃が決れば、「委託者は決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない」と規定されており、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効となります(家内労働法第14条及び第16条)。

●委託者は、委託者になった場合には遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況について、4月30日までに「委託状況届」を労働基準監督署に提出しなければならない(家内労働法第26条)。

●委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作成して、営業所に備え付けておかなければなりません(家内労働法第27条)。

家内労働法の概要などを掲載した「家内労働のしおり」はこちら 



詳細については、下記にお問い合わせください。

熊本労働局 賃金室 TEL 096-355-3202

(R.5)